

企業・事業所用



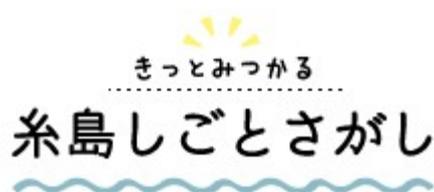
『きっとみつかる「糸島しごとさがし」』 Web サイトの利用手引き



令和3年12月

糸島市

『きっとみつかる「糸島しごとさがし」』Webサイトに掲載を希望される糸島市内の企業、事業所様に、利用方法等をご案内しています。



目 次

1	サイトの概要	P2
2	登録要件	P2
3	禁止事項	P2
4	登録申請から情報の公開までの流れ	P3
5	「企業情報」の入力方法について	P4~6
6	「求人情報」の入力方法について	P7~9
7	「企業レポート」の入力方法について	P10~11
8	登録情報の変更、抹消の流れ	P12
9	「登録情報の変更、抹消」の入力方法について	P13
10	知って役立つ労働法～必要な基礎知識～	P14~19
	1. 面接から採用までの注意点	P14
	2. 労働時間について	P15
	3. 最低賃金について	P16
	4. 年次有給休暇について	P17
	5. 社会保険等の加入について	P17
	6. 労働条件の明示について	P18~ P19
	7. 労働法等に関する関係機関の連絡先	P20
11	登録文字について	P21
12	その他	P21

1. サイトの概要

『きっとみつかる「糸島しごとさがし」』Web サイトは、市内の企業、事業所と仕事を探している人とのマッチングをサポートする糸島市公式の就職支援サイトです。

仕事を探している人が知りたい「求人情報」、「企業情報」、特に社風や他の企業にはない取り組みなどの魅力を発信していただき、人材確保、企業、事業所のPRの場としてご利用ください。企業、事業所の皆様の積極的な参加、情報発信により魅力あるサイトになりますので、ぜひ、ご活用ください。

詳しくは、サイト利用・運用規約をご参照ください。

- ・サイト名 : きっとみつかる「糸島しごとさがし」
- ・URL : <http://itoshima-shigoto.jp>
- ・管理運営主体 : 糸島市 商工観光課 商工労働係
- ・登録料及び利用料 : 無料



2. 登録要件

登録できる企業、事業所は、次のすべての要件を満たす必要があります。

1. 糸島市に勤務地がある企業、事業所であること。
2. 求人活動を行っている、又は求人活動を行う見込みである者であること。
3. 労働基準法や職業安定法等の法令を遵守していること。
※知って役立つ労働法～必要な基礎知識～P14～P19に掲載しています。ご覧ください。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員等が事業を営んでいないこと、また暴力団等と関係を有していないこと。
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する事業を営んでいないこと。
6. 特定の宗教及び教団に関わる事業を営んでいないこと。
7. 特定の政党その他の政治団体の利害関係がないこと。

3. 禁止事項

利用するときは、次に記載する行為をしてはいけません。

1. 本サイトの目的を逸脱して利用する行為
2. 著作権、商標権、プライバシー権等他人の権利を侵害する行為
3. 個人及び地元企業等を誹謗中傷する行為
4. 公序良俗に反する行為及び犯罪に関連する行為
5. 営業を目的とした情報提供・収集等の行為
6. 本サイトの運営を妨げる行為、又は糸島市の信頼を毀損する行為
7. その他法令等に違反する行為



4. 登録申請から情報の公開までの流れ

登録申請から情報の公開までの流れです。

登録申込

ステップ 1

【市内企業
事業所→市】



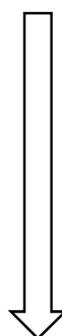
ステップ 2

【市→登録企業】



ステップ 3

【登録企業→市】



ステップ 4

【市→登録企業】



ステップ 5

【登録企業→市】



ステップ 6

【市】

本サイトから「Web サイト登録申込書」(様式 1 号) をダウンロードし、必要事項を記入の上、糸島市商工観光課に提出してください。

承認→入力準備

申請書を確認後、「企業情報・求人情報の入力フォーム用のURL」、「入力用IDとパスワード」、「企業コード」「企業レポート様式」及び「入力の手引き」を貴社へ電子メールにて送信します。

入力作業

URLの入力フォーム等を使い「①企業情報」又は「②求人情報」の入力を行い、データ及び写真を電子メールにて提出してください。
なお、「③企業レポート」は専用の入力フォームはありません。
記載例をご確認の上作成し、データ及び写真を電子メールにて提出してください。

【注意 1】 入力の順番

①「企業情報」⇒②「求人情報」又は、③「企業レポート」

※必須項目は必ず入力をお願いします。

②求人情報、③企業レポートは必要に応じて入力をお願いします。

各入力方法については以下のページをご覧ください。

- ・ 企業情報入力方法 P4～6
- ・ 求人情報入力方法 P7～9
- ・ 企業レポート入力方法 P10～11

登録作業

貴社から提出された登録情報を本サイトに登録し、公開予定画像(PDF)を貴社へ電子メールにて送信します。
また、「変更・抹消の入力フォーム用URL」も併せて送付します。

確認作業

貴社にて公開予定画像(PDF)に誤りがないか確認し、公開承諾の連絡を糸島市商工観光課に必ずメールで入れてください。
修正等ある場合も、必ずお伝えください。
※貴社から連絡があるまで情報の公開はできません

公開

情報の公開を開始します。

5. 「企業情報」の入力方法について

1. 企業情報の入力について

当市から送付した「企業情報入力用 URL」をクリックし、パスワードを入力すると下記の画面が開きますので、貴社で入力をお願いします。

記載例は P5、掲載イメージは P6 をご覧ください。

企業・事業所を PR

ホーム	求人情報	イベント情報	企業情報	企業レポート	糸島しごとさがし とは
-----	------	--------	------	--------	----------------

トップ > 企業情報入力フォーム

企業情報入力フォーム

*は 必須項目です。数字は半角入力です。

企業コード*	糸島市より送付した企業コードを半角で入力（11桁）
会社名*	
会社名（かな）*	
業種*	農業・林業・漁業 ▼
アピールしたいこと*	（最大50字）
会社の説明*	（最大400字）
事業内容*	
設立*	
資本金*	
従業員数*	例：100名（男性60名、女性40名／正社員40名、正社員以外60名）
従業員の平均年齢	例：男性40才、女性50才
従業員の平均勤務年数	例：男性20年、女性10年
代表者*	
所在地*	

↑

以下略

2. 企業情報記入例

※色がついているところは、必須項目です。
必ず入力してください。

色のついていない箇所、入力しない場合は非表示になります。

【注意】 特殊文字(崎、高)などは使用できません。
数字は半角で入力してください。

番号	入力項目	記入例	備考
1	企業コード	送られてきた企業コードを半角で入力下さい。 11桁	・公開画面では非表示になります。
2	会社名	株式会社 糸島○○○	
3	会社名(かな)	いとしま○○○	
4	業種	製造業	・ダイアロボックスから選択してください。
5	会社のアピールしたいこと	「お客様に喜んでいただけるお菓子作り」をモットーに、「伊都農中」をはじめ、糸島の材料を使った和菓子を製造している会社です。 ※写真1【会社の外観】 写真2【代表商品等】	・最大入力文字数 50字 ・企業情報検索結果一覧に表示
6	会社の説明 ※写真2枚	糸島に根差して100年。糸島で和菓子の老舗といえ「糸島○○○」と知っていただけるようになりました。一つ、一つに思いを込め、お客様に「うれしい」「おいしい」をお届けするために、創意工夫を加えながら心を込めてお菓子を作っています。	・最大入力文字数 400字 ・写真1、2は市の商工観光課宛てメールに送付してください。
7	事業内容	和菓子の製造及び販売	
8	設立	大正6年4月 株式会社 糸島○○○設立	・和暦で記載してください。
9	資本金	1,000万円	・1,000円単位で、カンマを入れてください。
10	従業員数	100名(男性60名、女性40名)、(正社員40名、正社員以外60名)	・従業員数(男女別数、正社員別数)を記載してください。
11	従業員の平均年齢	男性40才、女性50才	・従業員の(男性、女性毎)の平均年齢を記載してください。
12	従業員の平均勤務年数	男性20年、女性10年	・従業員の(男性、女性毎)の平均勤務年数を記載してください。
13	代表者	代表取締役 ○○ ○○	・貴社の代表者の役職、氏名を記載してください。
14	所在地	本社 福岡県糸島市志摩初30 支社 福岡県糸島市二丈深江1360	・地図(googleマップ)は市で入力します。
15	最寄りの公共交通機関	J R「筑前前原駅」⇒コミュニティバス「交流プラザ志摩会館前」(10分) ⇒徒歩(1分)	・公共機関を利用して貴社まで行く方法と所用時間を記載してください。
16	駐車場の有無	駐車場○台 完備(従業員用含む)	・駐車場の状況を記載してください。
17	電話番号	092-332-2080	・ハイフン、半角で入力してください。
18	ファクス番号	092-324-2531	・ハイフン、半角で入力してください。
19	メールアドレス	shokokanko@city.itoshima.lg.jp	・公開画面では非表示になります。 ・こちらのメールに確認メールが届きます。
20	ホームページ	http://www.●●●●.co.jp/	・貴社のホームページURLを記載してください。
21	facebook URL		・会社で作成しているSNSのURLを記載してください。
22	Twitter URL		・空欄であれば非表示
23	Instagram URL		
24	福利厚生	制服貸与、社員食堂 社員創制度有(自社商品が2割引きで購入可)	・貴社の福利厚生を記載してください。 ・求人情報と同じ内容
25	企業で開催しているイベント	社員旅行、忘年会、ゴルフコンペを毎年開催、社内研修も充実	
26	インターンシップ受入体制	インターンシップ受入れ可能	・インターンシップの受入が可能な場合記載してください。
27	備考	福岡県子育て応援宣言企業 若者応援宣言企業 H A C C P 認定企業	・上記以外でPRしたい内容を記載してください。
28	社員から「私の会社」紹介～ ※写真3【紹介する人】、写真4、5【記事に関連する写真】		・写真3.4.5は市の課宛てメールに送付してください。
	社の紹介		
	紹介者の所属部署	商品開発部	・写真(紹介者)の説明書になります。
	紹介者の勤続年数	勤続年数5年目	・写真(紹介者)の説明書になります。
<p>【社の紹介：紹介文】・最大入力文字数 500字</p> <p>私は高校卒業後、専門学校に進み栄養士の資格を取りました。いつか自分で商品を開発したいという夢を抱き、この会社に就職しました。商品開発課に配属され、糸島産小麦を使った商品の開発を日々行っております。失敗を何度も繰り返しながら苦勞を重ね商品が完成し店頭と並ぶのですが、お客様からおいしかったと言ってくれただけで、嬉しくやがいが感じます。</p> <p>また、商品開発課だけでなく、他部門の先輩・上司からも指導・協力をいただき、充実した毎日過ごしています。(商品開発課)</p> <p>糸島で創業して100年。知名度もあり、お土産品として多くのお客様に当社の商品を購入いただいています。当社自慢の商品の味に親しむために社員には、お得な購入制度があります。また、年間通して社員旅行や、忘年会、ゴルフコンペなどのイベントがあったり、有志を募って福岡マラソンに参加したり社員同士の交流がとても盛んで、楽しく仕事ができる環境です。</p>			

【写真の送付について】

写真は、入力フォームから送信できません。以下のアドレスに送信してください。

shokokanko●city.itoshima.lg.jp (●は @に変更してください)

メールの件名は、「企業情報写真【企業名】」としてください。

※写真のファイル名は、「写真1：*****」「写真2*****」/「写真3：紹介者」「写真4*****」「写真5*****」

とファイル名を記載ください。*****は、写真の下の説明書きになり、公開情報に反映させます。

当市で受け取れるデータのサイズが「10MB以下」のため、容量が大きくなるとデータを受け取ることができません。

お手数ですが写真を圧縮、または数回に分けて送付いただくか、若しくは写真サイズを変更できるフリーソフトを使い

写真のサイズを縮小して送付してください。

<写真サイズ変更フリーソフト>

・画像を縮小する <http://resizer.myct.jp/>

・画像加工編集 <http://www.bannerkoubou.com/photoeditor/scaling>

・Image440 <https://www.image440.com/>

3. 企業情報の掲載イメージ

糸島市公式就職Webサイト『きっとみつかる「糸島しごとさがし」』に企業情報を公開していますのでご覧ください。

[いとしま〇〇〇]

株式会社 糸島〇〇〇

「お客様に喜んでいただけるお菓子作り」をモットーに、「伊都最中」をはじめ、糸島の材料を使った和菓子を製造している会社です。



会社の外観



代表商品「伊都最中」

糸島に根差して100年。糸島で和菓子の老舗といえば「糸島〇〇〇」と知っていただけるようになりました。一つ、一つに思いを込め、お客様に「うれしい」「おいしい」をお届けするために、創意工夫を加えながら心を込めてお菓子を作っています。

業種	製造業
事業内容	和菓子の製造及び販売
設立	大正6年4月 株式会社 糸島〇〇〇設立
資本金	1,000万円
従業員数	100名 (男性60名、女性40名) (正社員40名、正社員以外60名)
従業員の平均年齢	正社員の平均年齢40才、正社員以外の平均年齢50才
従業員の勤務年数	正社員の平均勤務年数20年、正社員以外の平均勤務年数10年
代表者	代表取締役 ○○ ○○
所在地	本社 福岡県糸島市志摩初30 支社 福岡県糸島市二丈深江1360



最寄りの公共機関	JR「筑前原原駅」⇒コミュニティバス「交流プラザ志摩会館前」(10分)⇒徒歩(1分)
駐車場の有無	駐車場○台 完備 (従業員駐車場含む)

右側に続く

電話番号	092-〇〇〇-〇〇〇〇
ファクス番号	092-〇〇〇-〇〇〇〇
ホームページ	http://www.〇〇〇〇.co.jp/ (外部サイトへリンクします)
Facebook	糸島〇〇〇公式フェイスブック (外部サイトへリンクします)
Twitter	糸島〇〇〇公式ツイッター (外部サイトへリンクします)
Instagram	糸島〇〇〇公式インスタグラム (外部サイトへリンクします)
求人募集	> 販売・接客系 > ものづくり・製造関連
福利厚生	制服貸与 社員割制度有(自社商品が2割引きで購入可) 社員食堂
企業のイベント	社員旅行、忘年会、ゴルフコンペを毎年開催 社内研修も充実
企業レポート	企業レポートに移動します
インターンシップ 受入体制	インターンシップ受入れ可能
備考	福岡県子育て応援宣言企業 若者応援宣言企業 HACCP認定企業
登録日	平成29年3月1日
更新日	平成29年4月1日

社員から「私の会社」紹介



商品開発課 / 勤続年数5年目

私は高校卒業後、専門学校に進み栄養士の資格を取りました。いつか自分で商品を開発したいという夢を抱き、この会社に就職しました。商品開発課に配属され、糸島産小麦を使った商品の開発を日々行っております。失敗を何度も繰り返しながら苦勞を重ね商品が完成し店頭に出ますが、お客様からおいしかったと言ってくれたら嬉しくやがいが感じます。また、商品開発課だけでなく、他部門の先輩・上司からも指導・協力をいただき、充実した毎日を送っています。(商品開発課)

糸島で創業して100年。知名度もあり、お土産品として多くのお客様に当社の商品を購入いただいています。当社自慢の商品の味に親しむために社員には、お得な購入制度があります。また、年間通して社員旅行や、忘年会、ゴルフコンペなどのイベントがあったり、有志を募って福岡マラソンに参加したり社員同士の交流がとても盛んで、楽しく仕事ができる環境です。



社員旅行



福岡マラソンに参加

6. 「求人情報」の入力方法について

1. 求人情報の入力について

当市から送付した「求人情報入力用 URL」をクリックし、パスワードを入力すると下記の画面が開きますので、貴社で入力をお願いします。

記載例は P8、掲載イメージは P9 をご覧ください。

求人募集



[トップ](#) > 求人情報入力フォーム

求人情報入力フォーム

*は 必須項目です。数字は半角入力です。

企業コード*	糸島市より送付した企業コードを 半角で入力 (11桁) <input type="text"/>
会社名*	<input type="text"/>
会社名 (かな)*	<input type="text"/>
求職者へのメッセージ*	(最大50字) <input type="text"/>
業種*	農業・林業・漁業 ▼
職種*	事務系 ▼
雇用形態*	正社員(既卒・新卒) ▼
採用数*	<input type="text"/>
仕事内容 (概要)*	例：和菓子製造・管理業務 <input type="text"/>
仕事内容 (詳細)*	例：和菓子製造の加工に伴う業務全般 <input type="text"/>
勤務時間*	例：8時30分から17時30分 (休憩60分) <input type="text"/>
賃金*	例：基本給 月額190,000円から220,000円/時給900円 <input type="text"/>
賞与*	例：賞与年2回 昨年度実績3.50月分 <input type="text"/>
休日・休暇*	例：完全週休2日(土曜日・日曜日)、祝祭日、年末年始 <input type="text"/>
必要な資格・経験*	例：不問 <input type="text"/>

以下略

2. 求人情報記入例

※色がついているところは、必須項目です。
必ず入力してください。

【注意】職種、仕事内容ごとに
求人情報は作成してください。

【注意】特殊文字(崎、高)などは使用できません。
数字は半角で入力してください。

番号	入力項目	記入例 (パート)	記入例 (正社員)	備考
1	企業コード	送られてきた企業コードを半角で入力ください。	送られてきた企業コードを半角で入力ください。	・公開画面では非表示 ・11桁
2	会社名	株式会社 糸島○○○	株式会社 糸島○○○	
3	会社名 (かな)	いとしま ○○○	いとしま ○○○	
4	求職者へのメッセージ	女性も多数活躍中！ライフワークバランスを重視し、育児がしやすい職場環境です。	女性も多数活躍中！ライフワークバランスを重視し、育児がしやすい職場環境です。	・最大入力文字数 50字 ・求人情報検索結果一覧に表示されます。
5	業種	製造業	製造業	・タイアロボックスから選択してください。
6	職種	ものづくり・製造関連 (製品製造・加工処理等)	ものづくり・製造関連 (製品製造・加工処理等)	・タイアロボックスから選択してください。
7	雇用形態	パート	正社員 (既卒・新卒)	・タイアロボックスから選択してください。
8	採用数	2人	1人	・採用人数を記載してください。 「人」は必ず入力ください。
9	仕事内容 (概要)	和菓子の製造・加工作業	和菓子製造・管理業務	・求人情報検索結果一覧に表示されます。
10	仕事内容 (詳細)	和菓子の加工に伴う付帯業務 (包装・箱詰め・検品・梱包等)	和菓子製造の加工に伴う業務全般 (洋菓子または和菓子の製造及び管理業務)	
11	勤務時間	9時30分から17時00分 注：時間・日数相談に応じます (休憩時間 60分)	8時30分から17時30分 (休憩時間 60分)	・「～」は入力しないでください。 「から」と入力してください。 ・「※」は入力しないでください。 注：と入力してください。
12	賃金	時給900円から950円	月額 190,000円から220,000円 注：基本給●●●円+ 定額的に支払われる手当●●●円	・「～」は入力しないでください。 「から」と入力してください。 ・1,000円単位で、カンマを入れてください。 ・基本給がいくらかわかるように、 明記してください。
13	賞与	なし	賞与年2回 昨年度実績3.50月分	
14	休日・休暇	完全週休 2日 (土曜日・日曜日) 祝祭日、年末年始	完全週休 2日 (土曜日・日曜日) 祝祭日、年末年始	・土・日ではなく曜日まで入力してください。
15	必要な資格・経験	不問	不問	
16	諸手当	通勤手当 毎月10,000円まで	通勤手当 毎月10,000円まで	・1,000円単位で、カンマを入れてください。
17	加入保険	雇用保険、労災保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険	
18	福利厚生	制服貸与、社員食堂有 社員割制度有 (自社商品が2割引きで購入可)	制服貸与、社員食堂有 社員割制度有 (自社商品が2割引きで購入可)	※企業情報と同じ内容
19	勤務地	糸島市志摩初30	糸島市志摩初30	・地図 (googleマップ) は市で入力します。
20	担当者窓口 【住所】	糸島市志摩初30	糸島市志摩初30	・担当者の住所を記載してください。
21	担当者窓口 【電話番号】	092-332-2080	092-332-2080	・担当者の電話番号を記載してください。 ・ハイフン、半角で入力してください。
22	担当者窓口 【ファクス番号】	092-324-2531	092-324-2531	・担当者のファクス番号を記載してください。 ・ハイフン、半角で入力してください。
23	担当者窓口 【メールアドレス】	shokokanko@city.itoshima.lg.jp	shokokanko@city.itoshima.lg.jp	・公開画面では非表示
24	担当窓口 【担当部署】	総務部 人事課	総務部 人事課	・担当窓口の部署を記載してください。
25	募集期間	令和3年3月1日から令和3年4月30日	令和3年3月1日から令和3年4月30日	・和暦で入力してください。 ・「～」は入力しないでください。 「から」と入力してください。 注：募集期間終了日に公開画面からデータが消えます。
26	備考	社内の研修制度有	社内の研修制度有、従業員用駐車場 6 0台完備	

※注意

- ・求人募集情報の内容について、「法令順守しているか」、「掲載内容に間違いがないか」等を確認のうえ、データを送信してください。
- ・採用が決まり求人募集をしなくてよい状況になったら、必ず市へ連絡をしてください。求人募集情報を削除します。
- ・募集期間の終了日が経過すると、自動的に公開情報から消えます。
再度募集をされる場合は、新規に入力画面から入力をしてください。

3.求人情報 の掲載イメージ

糸島市公式就職

Webサイト

『きっとみつかる
「糸島しごとさがし」』
に求人情報を公開して
いますのでご覧ください。

[いとしま 〇〇〇]
株式会社 糸島〇〇〇

女性も多数活躍中！
ライフワークバランスを重視し、育児がしやすい職場環境です。

求人番号	AX1
業種	製造業
職種	ものづくり・製造関連(製品製造・加工処理等)
雇用形態	正社員(既卒・新卒)
採用数	1人
仕事内容(概略)	和菓子製造・管理業務
仕事内容(詳細)	和菓子製造の加工に伴う業務全般 (洋菓子または和菓子の製造及び管理業務)
勤務時間	午前8時から午後5時 休憩時間 60分
賃金	190,000円から220,000円
賞与	賞与年2回 昨年度実績3.50月分
休日・休暇	週休2日(土曜・日曜)、祝祭日、年末年始
必要な資格・経験	不問
諸手当	通勤手当 毎月10,000円まで
加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
福利厚生	制服貸与 社員割引制度(自社商品が2割引きで購入可) 社員食堂有
勤務地	糸島市志摩初30
勤務地地図	
企業情報	サイト内の企業情報へ移動します
担当窓口	住所 糸島市志摩初30 電話番号 092-323-〇〇〇〇 ファクス番号 092-323-〇〇〇〇 担当部署 総務課 人事担当
募集期間	令和3年3月1日から 令和3年4月30日
公開開始日	令和3年3月1日
備考	社内の研修制度有 従業員用駐車場60台完備

7. 「企業レポート」の入力方法について

1. 企業レポートの入力様式

当市から送付した企業レポート様式（Word）を開き入力をお願いします。

記載例及び掲載イメージはP11をご覧ください。

【企業レポート入力様式】

企業・事業所の社風や
イベントなどをPR

【写真】 写真1 （記事を書いた人の 写真） <input type="text"/>	【記事】 ※600字記入できます。 <input type="text"/>								
【勤務部署】 例) 製造・衛生管理部 <input type="text"/>									
【採用された年】 例) 平成20年採用 <input type="text"/>									
写真2 記事に関する写真 ※下記には写真タイ トルを記入ください。 <input type="text"/>									
写真3 記事に関する写真 ※下記には写真タイ トルを記入ください。 <input type="text"/>									
	<table border="1"><tr><td>企業、事業所名</td><td><input type="text"/></td></tr><tr><td>企業コード</td><td><input type="text"/></td></tr><tr><td>担当者</td><td><input type="text"/></td></tr><tr><td>電話番号</td><td><input type="text"/></td></tr></table>	企業、事業所名	<input type="text"/>	企業コード	<input type="text"/>	担当者	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>
企業、事業所名	<input type="text"/>								
企業コード	<input type="text"/>								
担当者	<input type="text"/>								
電話番号	<input type="text"/>								

企業レポートは、企業、事業所のイベントや出来事を紹介できるコーナーです。

企業レポートを活用し、貴社のイベントなど社風が伝わるように記事を書いていただき、貴社をPRする情報発信ツールとしてお使いください。

- <記載例>・イベント 運動会、忘年会、マラソン大会、社員旅行、夏祭り、花見、
食 taku 市に出展、開催
- ・表彰 ○○賞を受賞
 - ・地域奉仕活動 ゴミ拾い、地元行事に参加
 - ・研修 社内研修
 - ・その他 初めての取り組み（例：企業内保育を開始）、新聞に掲載された内容等

- 【入力方法】 色のついでる箇所にご記入ください。
- 【提出方法】 入力フォーム及び写真は、以下のアドレスに送信してください。
shokokanko@city.itoshima.lg.jp（●は @に変更してください）
メールの件名は、「企業レポート【企業名】」としてください。
- 【提出物】 「企業レポート」と「写真データ」をデータで送付してください。
※写真は、「写真1」「写真2」「写真3」とファイル名を記載ください。

●写真の送付について

当市で受け取れるデータのサイズが「10MB 以下」のため、容量が大きくなるとデータを受け取ることができません。お手数ですが写真を圧縮、または数回に分けて送付いただくか若しくは写真サイズを縮小して送付してください。

2. 企業レポートの記載例及び掲載イメージ

紹介者（商品開発部勤務 平成20年採用）



平成27年4月に実施された「日本ギフト大賞2015」で当社が開発した「伊都最中手作りキット」が都道府県賞の福岡賞を受賞しました。

この商品は、「最中皮」と「つぶ餡」がセットで入り、自分で最中を作って食べる手作りキットです。小さなお子さんから大人まで簡単に手作りする楽しさや、できたてを食べる喜びを味わえオリジナリティあふれる商品と評価をいただきました。今後も、社員一同お客様に「うれしい」「おいしい」を届けられる和菓子を作っていきたいと思っています。



日本ギフト大賞2015授賞式

受賞した商品



伊都最中

紹介者（営業部勤務 平成20年採用）



当社は野球のサークルがあり、部員は20名、マネージャーも2名います。毎週土曜日の朝、糸島市内の野球場で練習をしています。心身の健康のため、大会に出場するため、仲間作りのためなど活動目的は人それぞれ、年齢も60代から20代と幅広く、色々な目的を持ってサークルに参加しています。

最近では、糸島市内の団体戦で優勝を果たしました。野球の経験がなくても優しい先輩たちが丁寧に教えてくれるので参加しやすいサークルです。また、飲み会だけの参加もOKしているので飲み会だけ参加する部員もいます。部署の違う職員と交流もでき、とても楽しいサークルです。

年間行事

- ▶ お花見(4月)
- ▶ 懇親会(6月)
- ▶ 1泊旅行(10月)
- ▶ 忘年会(12月)



練習試合



4月の他例行事 お花見

（企業レポート）例）記載記事

平成27年4月に実施された「日本ギフト大賞2015」で当社が開発した「伊都最中手作りキット」が都道府県賞の福岡賞を受賞しました。

この商品は、「最中皮」と「つぶ餡」がセットで入り、自分で最中を作って食べる手作りキットです。

小さなお子さんから大人まで簡単に手作りする楽しさや、できたてを食べる喜びを味わえオリジナリティあふれる商品と評価をいただきました。

今後も、社員一同お客様に「うれしい」「おいしい」を届けられる和菓子を作っていきたいと思っています。

（企業レポート）例）記載記事

当社は野球のサークルがあり、部員は20名、マネージャーも2名います。毎週土曜日の朝、糸島市内の野球場で練習をしています。

心身の健康のため、大会に出場するため、仲間作りのためなど活動目的は人それぞれ、年齢も20代から50代と幅広く、色々な目的を持ってサークルに参加しています。

最近では、糸島市内の団体戦で優勝を果たしました。

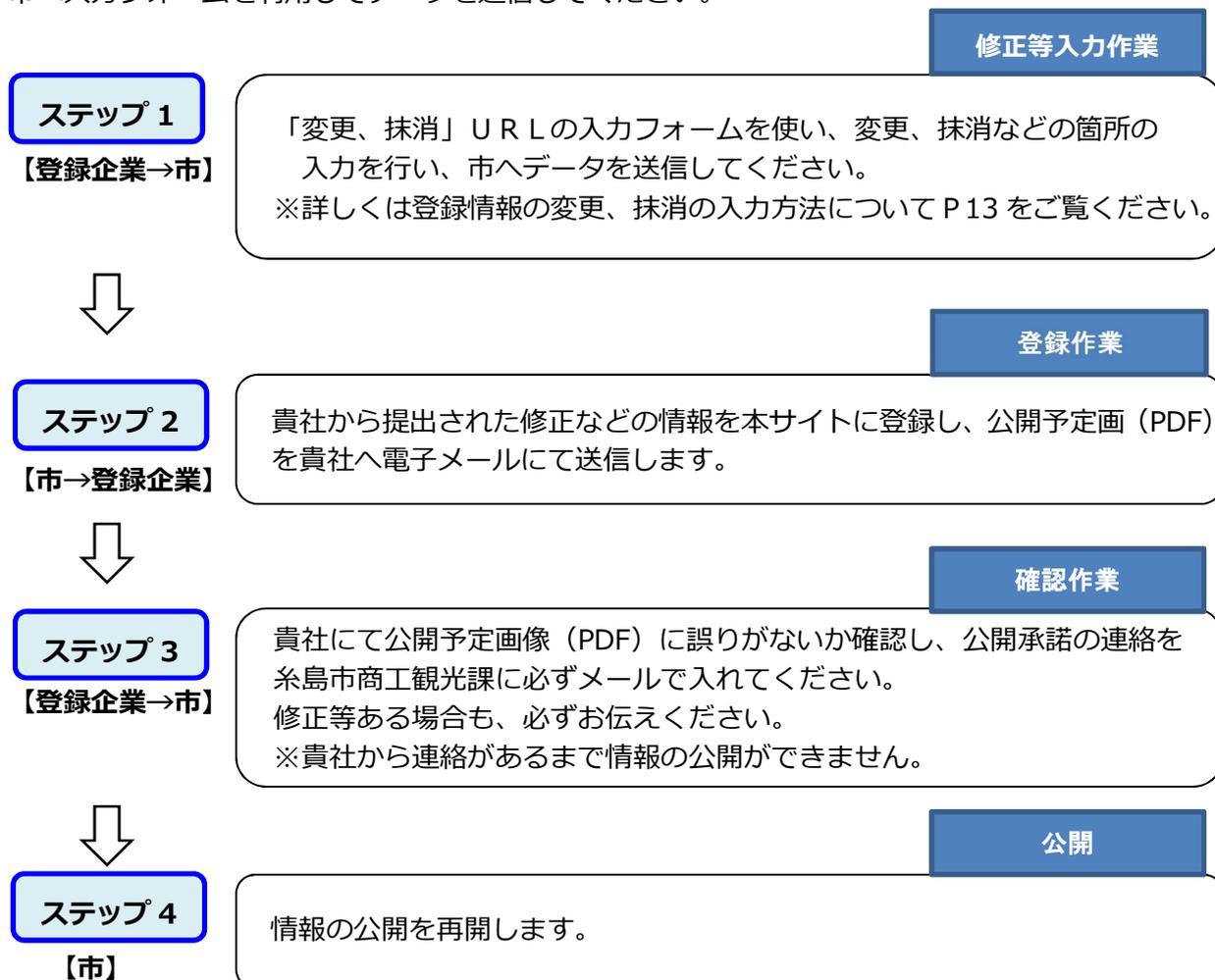
野球の経験がなくても優しい先輩たちが丁寧に教えてくれるので参加しやすいサークルです。また、飲み会だけの参加もOKにしているので飲み会だけ参加する部員もいます。部署の違う職員と交流もでき、とても楽しいサークルです。

【年間行事】

お花見(4月)、懇親会(6月)、1泊旅行(10月)、忘年会(12月)

8. 登録情報の変更、抹消の流れ

登録企業は、登録情報の内容に変更が生じた場合は、速やかに当該変更に係る内容について、市へ入力フォームを利用してデータを送信してください。



従業員数が変わったので
修正を送ろう！



注意

下記に該当しているときは、登録企業の承諾を得ることなく市で登録情報を変更及び削除又は抹消を行いますのでご了承ください。

1. 登録企業が廃業したとき。
2. 登録企業が本サイト運用・利用規約第4条に該当する行為を行ったと市長が認めたとき。
3. 登録企業が本サイト運用・利用規約第5条に該当しないと市長が認めたとき。
4. 登録情報が明らかに事実と異なると市長が認めたとき。

9. 「登録情報の変更、抹消」の入力方法について

当市から送付した「変更、抹消入力用 URL」をクリックし、パスワードを入力すると、下記の画面が開きますので、入力をお願いします。下記をご覧ください。

ホーム

求人情報

イベント情報

企業情報

企業レポート

糸島しごとさがし
とは

[トップ](#) > 変更・抹消依頼フォーム

変更・抹消依頼フォーム

*は 必須項目です。数字は半角入力です。

情報選択*

求人情報 企業情報

変更・抹消*

変更 抹消

企業名*

企業コード*

糸島市より送付した企業コードを 半角で入力 (11桁)

メールアドレス*

内容*

変更箇所の項目名と、訂正内容を記載してください。

例：・項目名：募集期間

・平成29年3月1日から平成29年5月31日へ修正

[確認画面へ](#)

10. 知って役立つ労働法～必要な基礎知識～

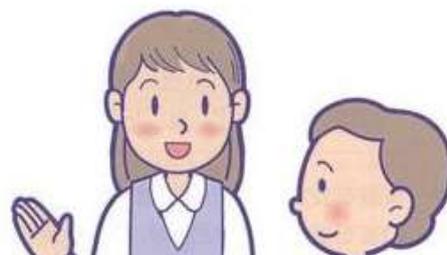
事業主が遵守すべきルール（人を雇うときのルール、労働条件・職場環境に関するルール等）の基礎知識をハローワーク求人申込ガイドなどから抜粋して掲載しています。ご覧ください。

1. 面接から採用までの注意点

企業は多くの人に働く場を提供する雇用主として、就職の機会均等を図る当事者として、公正な採用選考を行う体制を確立する社会的責務があります。

具体的には、まず、採用予定の職種によって、どの分野の技能や経験がどの程度必要かを明確にした合理性のある選考基準を設け、当該選考基準に適合する度合いを履歴書等の応募書類のみで判断するのではなく、面接、学科試験、適性検査等を組み合わせて実施することにより総合的に判断していただくようお願いします。

なお、面接をされる方は、お申込みいただいた求人内容で応募しておりますので、お申込みいただいた内容以外の条件を設けることなく、面接・採用していただくようお願いいたします。また、面接から採用に至るまでいろいろな問題点が挙げられます。そこで、代表的な事例を挙げてみました。



面接時の質問内容について

面接時の質問内容は、本籍地・家族状況・思想・価値観・家族環境などを聞き出したり、調査したりするものではなく、本人の適性と能力を見いだすものでなければなりません。

応募者にとってプライベートな内容の質問により、精神的苦痛を受けたと訴える方も少なくありません。本人の適性と能力には何ら関係のない質問は行わないようお願いします。

履歴書・職務経歴書の返却

履歴書・職務経歴書などの応募書類は個人情報の集約されたものであり、その応募書類が返却されないことは、何か別の用途に使用されるのではとの不安を不採用者に与えます。

応募者の感情・個人情報保護の観点からも不採用であれば応募書類は本人に返却するようお願いします。

〔労働者の募集を行う者〕は個人情報の適正な管理を行うよう、職業安定法第5条の4により義務づけられています。収集目的に照らして保管する必要性がなくなった個人情報は、破棄または削除するとともに応募者からの求めに応じて、どのような措置をとったかを説明しなければなりません。〕

次のような事項を採用基準としたり、求人申込書に記載することはできませんのでご注意ください。

- ① 本人の責任に属さない事項
- ② 本人の人権を侵す事項
- ③ 客観的に評価のできない事項

例えば…

- ☆性別に関すること
〔例〕「女性歓迎」「男性求む」「営業マン募集」「女性事務員募集」
- ☆居住地に関すること
〔例〕「福岡市〇〇区在住の方」「通勤時間30分以内」「自宅通勤者のみ」
- ☆性格等に関すること
〔例〕「明るい方歓迎」「積極的な方求む」「健康な方」



2. 労働時間について

労働時間は、豊かな社会生活を送るため、また企業の発展のために重要な基本となるものです。労働基準法に定めるところにより、最低条件を守りましょう。

労働基準法の改正により、労働時間短縮への取り組みがなされ、平成9年4月1日から、週40時間制となりました。法定労働時間1日8時間、1週間に40時間が原則です。(法定労働時間には休憩時間、残業時間を含みません)。下記にある変形労働時間制の届出を行っており、かつその範囲内でない限り、1日8時間、週に40時間を超えた労働時間の求人は労働基準法違反となり、求人は受理できません。

週40時間制は、変形労働時間制により業務の実態に応じた柔軟な対応が可能です。

この変形労働時間制の導入には労使協定又は就業規則による労働基準監督署への届出が必要です。

◎特例措置により、週44時間制が認められる事業場は規模9人までの商業、映画・演劇等、保健衛生業、接客娯楽業です。(平成13年4月1日改正)

変形労働時間等について



○1か月単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の2)

1か月以内の労働時間を平均し、1週間の労働時間が40時間以下となる制度です。

○1年単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の4)

1年以内の一定期間を平均し、1週間の労働時間が40時間以下となる制度です。1日10時間・1週52時間が限度等の制限があります。

○1週間単位の非定型的変形労働時間(労働基準法第32条の5)

規模30人未満の小売業・旅館・料理・飲食店の事業において、1週間の労働時間が40時間以下になる制度です。1日10時間が限度で、原則として前週末までに、翌週各日の労働時間を書面で通知します。

○フレックス制(労働基準法第32条の3)

1か月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、コアタイムを含めた時間内で始業及び終業の時刻の決定を労働者に委ねる制度です。

休憩時間について(労働基準法第34条)

労働時間が6時間を超える場合少なくとも45分、8時間を超える場合少なくとも1時間の休憩時間を与えなければなりません。

時間外、休暇及び深夜の割増賃金(労働基準法第37条)

1日8時間、1週40時間(特例措置対象事業場は44時間)を超える時間外及び深夜(午後10時から午前5時)に労働させた場合には2割5分以上、法定休日に労働させた場合には3割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

さらに1ヶ月に60時間を超える時間外労働に対しては、5割以上の割増賃金を支払わなければなりません。(但し、中小企業は一定期間適用は猶予されます。また、過半数労働組合等との協定により2割5分の割合を超える割増賃金を支払う代わりに有給の休暇を付与することもできます。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。)

3. 最低賃金について

賃金の額については、最低賃金法によって最低額が定められています。これは試用期間中にも適用されます。

「最低賃金」の額は地域別、産業別にとり決められています。下記表をご覧ください。賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて支払う必要があります。

支払う賃金については、これ以上の額の賃金を支払わなければならない（これを下回ってはならない）ということが、「最低賃金法」により定められています。

この最低賃金は、地域や業種によって異なっており、また、毎年金額の見直しが行われています。

最新の最低賃金につきましては、毎年見直しがありますので、労働基準監督署にお問い合わせください。



**福岡県
最低賃金**

1時間
870円

効力発生日
令和3年
10月1日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます（但し、適用除外該当者は除きます）。



特定最低賃金	効力発生日	適用除外（「福岡県最低賃金」が適用されます）
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業 1時間 980円	令和3年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 1時間 947円	令和3年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ) 組立、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ) バリ取り、かえり取り又は錆取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く 1時間 957円	令和4年 1月7日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃、片付け、磨い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店、 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して 小売する事業所で、その事業所の性 格上いずれが主たる販売商品である かが判別できない事業所であって、従 業者が常時50人以上のもの 1時間 897円	令和4年 1月7日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車（新車）小売業 1時間 959円	令和3年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注) ①最低賃金には次の手当は算入されません。精進手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社、自家用車庫等)及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>



※最新の最低賃金は、最低賃金特設サイトでご確認ください。

4. 年次有給休暇について（労働基準法第39条）

有給休暇は、原則として6ヶ月間継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤した者に与えなければなりません。パートタイム労働者についても、下記の表のとおり、原則として年次有給休暇を与えることが必要です。

年次有給休暇の付与日数は、下表のとおりとなります。詳しくは最寄りの労働基準監督署で、お尋ねください。

週所定労働時間	短時間労働者の週所定労働日数	短時間労働者の1年間の週所定労働日数 (週以外の期間によって労働日数が定められている場合)	雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年6か月 以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

5. 社会保険等の加入について

労働者を1人でも雇用する事業主は、労働保険（労災保険、雇用保険）加入の手続きをしなければなりません。強制的なものであり、事業主の判断や労働者個人の意思によって適用の有無を決めることは認められません。速やかに被保険者の届出をしてください。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第3条・4条）

また、**健康保険、厚生年金**についても、法人事業主の場合や個人の事業所（農林水産業、サービス業を除く）で常時5人以上の労働者を雇用する場合には、加入の手続きが必要です。

農林水産業、サービス業の場合、労働者の過半数の同意があれば加入できます。

※パートタイム労働者の雇用保険等の適用基準について

■パートタイムで働いている人(正社員よりも週の労働時間が短い人のことをいいます。)でも、次の要件を満たす場合は雇用保険に加入しなければなりません。

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 健康保険の被扶養者として取り扱われている方や所得税の配偶者控除の対象となっている方も、上記の2つの要件を満たせば雇用保険に加入しなければなりません。
- 労働条件の変更により、上記の2つの要件を満たす場合には変更があった時点から適用されることとなります。

■パートタイムで働いている人(正社員よりも週の労働時間が短い人のことをいいます。)でも、次の要件を満たす場合は社会保険に加入しなければなりません。

会社が社会保険の適用事業所で、次の①②のいずれにも該当する場合は、社会保険に加入することとなります。

- ①1週間の所定労働時間が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上であること
- ②1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上であること

なお、正社員の4分の3未満であっても、平成28年10月1日より、次の要件をすべて満たす場合は、社会保険に加入することとなります。

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること ④学生ではないこと
- ⑤被保険者数が常時501人以上の企業に勤務していること

また、平成29年4月1日より、上記⑤の要件を満たしていない場合でも、労使の合意があれば、企業ごとに社会保険に加入することができるようになりました。

社会保険の適用事業所となる会社は、全ての法人事業所と、常時5人以上の従業員が働いている会社、工場、商店、事務所などです。この場合は、法律により、事業主や従業員の意志に関係なく、健康保険・厚生年金保険に加入しなければならないことになっています。ただし、従業員が5人未満の個人事業所と、5人以上であってもサービス業の一部(理美容業等)や、農業・漁業などの個人事業所は強制適用の扱いを受けません。

※詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

6. 労働条件の明示について

労働契約の締結時における労働条件の明示（労働基準法第15条）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。

○明示すべき労働条件

絶対的必要な記載事項（書面交付が必要）

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③ 就業の場所及び従事すべき業務の内容に関する事項
- ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇及び交替制勤務をさせる場合には就業時転換に関する事項
- ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

上記のほか、昇給、退職手当、賞与、臨時に支払われる賃金、安全衛生、職業訓練、休職、災害補償、表彰・制裁及び労働者が負担する食費・作業用品等、これらについて定めた場合には、書面もしくは口頭により明示しなければなりません。

（一般労働者用；常用、有期雇用型）

労働条件通知書

平成〇年〇月〇日	
〇〇〇〇 殿	
事業場名称・所在地 〇〇株式会社 福岡市博多区×-×- 使用者 職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)	
契約期間	期間の定めなし() 期間の定めあり (平成〇年4月1日～平成〇年3月31日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の有無 2 自動的に更新する() 更新する() 更新しない() その他() 3 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
特例の適用を受けるには本社・本店を管轄する都道府県労働局へ申請し、認定を受けることが必要です。(H27.4.1～)	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ(高度専門) Ⅱ(定年後の高齢者) Ⅲ(特定有期業務の開始から完了までの期間) Ⅳ(定年後引き続き任用されている期間)
就業の場所	当社内
従事すべき業務の内容	経理事務 【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 開始日： 完了日：
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。、所定労働時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業(8 時 30 分) 終業(17 時 30 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 2 変形労働時間制等；() 単位の变形労働時間制・交替制として、次の勤務時間組み合わせによる。 始業(時分) 終業(時分) (適用日) 交替制や変則的な場合でも、原則的な時間を明記しましょう。 始業(時分) 終業(時分) (適用日) 始業(時分) 終業(時分) (適用日) (3) フラックス体制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム(始業)時分から(終業)時分まで、 コアタイム(時分)から(時分)まで) (4) 事業場外みなし労働時間制；始業(時分) 終業(時分) (5) 裁量労働制；始業(時分) 終業(時分)を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第〇条～第〇条、第〇条～第〇条、第〇条～第〇条
休日	1 定休日；毎週 土・日 曜日、国民の祝日、その他() 2 非常定休日；週々 月当たり 日、その他() 3 1年単位の变形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第〇条～第〇条、第〇条～第〇条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 10日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有・無) → か月経過で 日 時間単位年休(有・無) 2 代替休暇(有・無) 3 その他の休暇 有給() 無給() ○詳細は、就業規則第〇条～第〇条、第〇条～第〇条 (次頁に続く)
賃金	1 基本賃金 (イ) 月給(185,000 円)、ロ 日給() 円、ハ 時間給() 円、ニ 出来高給(基本単価 円、保障給 円)、ホ その他() 円、ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ(通勤手当 4,100 円 / 計算方法：距離に応じて支給) ロ(職務手当 10,000 円 / 計算方法：職務遂行能力に応じて支給) ハ(手当 円 / 計算方法：) ニ(手当 円 / 計算方法：) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内(25) % 月60時間超(50) % 所定超(25) % ロ 休日 法定休日(35) %、法定外休日(25) % ハ 深夜(25) % 4 賃金締切日 毎月 末日 5 賃金支払日 翌月 10日 6 賃金の支払方法(本人が指定する口振に振り込む) 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無、(有) 親睦会費) 8 昇給(時期等 毎年4月業績等を勘案して) 9 賞与(有() 時期、金額等 業績等を勘案して年2回(7月・12月)、無) 10 退職金(有() 時期、金額等)、(無)
退職に関する事項	1 定年制(有() (60歳)、無) 2 継続雇用制度(有() (65歳まで)、無) 3 自己都合退職の手続(退職する 14 日以上前に届けること) 4 解雇の事由及び手続 【1.天災その他やむを得ない場合 2.事業縮小等当社の都合 3.職務命令に対する重大な違反行為 4.業務上の不正行為があった場合は、30日前に予告するか予告手当を支払って解雇する】 ○詳細は、就業規則第〇条～第〇条、第〇条～第〇条
その他	・社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他()) ・雇用保険の適用(有()、無) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 総務部総務課 担当者職氏名 課長 〇〇〇 (連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇) ・その他() ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。

※ 以上のほかは、当社就業規則による。
※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

※様式は、厚生労働省福岡労働局のホームページに掲載しています。

職業安定法の改正について

企業が労働者の募集を行う際の労働条件明示等のルールが改正されました。

施行日：2018（平成30）年1月1日

（厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。 [職業安定法](#) [平成29年改正](#) [検索](#)）

1 労働条件の明示において、明示しなければならない事項が追加されました。

企業は、労働者の募集や求人申込みの際に、以下の労働条件を書面の交付（求職者が希望する場合には、電子メール）によって明示しなければなりません。（※）

【労働条件の明示が必要な項目：当初の明示】（青字の項目が追加された項目です。）

業務内容、契約期間（期間の有無、有の場合のその期間）就業場所、始業及び終業の時刻、残業の有無、休憩時間及び休日に関する事項、賃金の額に関する事項、

「賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給・定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項」

社会保険・労働保険の適用、

試用期間の有無及び内容（有の場合の当該期間、業務内容）、

募集主・求人者の氏名又は名称、派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨

【明示の際、明確にしなければならない項目】

・労働時間に関し、裁量労働制が適用される場合はその旨を明示

・固定残業代を適用する場合の適切な明示

「固定残業代を除いた基本給の額、固定残業代に関する労働時間数と金額の計算方法、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分に対して割増賃金を追加で支払う旨を明示」

●ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際、明示が必要とされています。

※求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談の時にお伝えします」などと書かれた上で、労働条件の一部が別途明示されることがあります。この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。

2 当初明示した労働条件に変更があった場合、その確定後、変更内容の明示をおこなうことが必要となりました。

【以下の変更があった場合、変更明示が必要】

- ①「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合
（例）当初：基本給30万円/月⇒基本給28万円/月
- ②「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合
（例）当初：基本給25万円から30万円/月⇒基本給28万円/月
- ③「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合
（例）当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月⇒基本給25万円/月
- ④「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合
（例）当初：基本給25万円/月⇒基本給28万円/月、営業手当3万円/月

●明示の方法は、求人票や募集要項で当初明示された内容と変更された後の内容とを対照できる書面等を交付することが望ましいとされています。

●また、変更された事項に下線を引く、着色する、注記をする等の適切な方法によることも可能とされています。

- ・企業は、上記の変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはならないこととされています。また、変更等した理由について質問を受けた時は、適切に対応しなければならないこととされています。
- ・労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、労働条件が確定した後、可能な限り速やかに変更明示が必要とされています。

「10. 知って役立つ労働法～必要な知識～」で掲載している**事業主が遵守すべきルール**（人を雇うときのルール、労働条件・職場環境に関するルール等）は、ほんの一部分です。厚生労働省福岡労働局のホームページに詳細な内容が記載されていますので、ご覧ください。

※福岡労働局のホームページ URL は、

「<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/home.html>」です。

また、掲載内容に関してわからないことなどがあれば、ハローワーク（厚生労働省、労働局）にお尋ねください。次頁に連絡先を記載しています。

7. 労働法等に関する関係機関の連絡先



●ハローワーク福岡西

住所：福岡市西区姪浜駅南3-8-10

☎：092-881-8609

●糸島市ふるさとハローワーク

住所：糸島市前原中央2-14-14 旧糸島地区自治会館1階（伊都文化会館南側）

☎：092-321-1610

●厚生労働省 福岡労働局

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎（新館4～6F、本館1F）

●福岡労働局の各課室

所在地：〒812-0013福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎

総務部	総務課	新館 5F	TEL 092-411-4861 FAX 092-473-0736	情報公開関係の仕事と、職員の人事、厚生、庶務の仕事をしています。	
	労働保険徴収課	徴収関係	新館 5F	TEL 092-434-9831 FAX 092-434-9823	労働保険料の徴収の仕事をしています。
		適用関係	新館 5F	TEL 092-434-9834 FAX 092-434-9824	労働保険の加入の仕事をしています。
雇用環境・均等部	企画課		TEL 092-411-4763 FAX 092-411-4895	労働局における企画・総合調整、広報の仕事をしています。	
	指導課	新館 4F	TEL 092-411-4894 FAX 092-411-4895	労働問題に関する相談の仕事と、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法・無期転換ルールと特例・ワークライフバランスの周知・指導の仕事をしています。	
労働基準部	監督課	新館 4F	TEL 092-411-4862 FAX 092-475-0183	労働条件の確保、事業場の指導の仕事をしています。	
	安全課	新館 4F	TEL 092-411-4865 FAX 092-411-4875	労働災害防止の仕事をしています。	
	健康課	新館 4F	TEL 092-411-4798 FAX 092-411-3517	労働者の健康確保、作業環境改善の仕事をしています。	
	賃金室	新館 4F	TEL 092-411-4578 FAX 092-411-4875	最低賃金、最低工賃の仕事をしています。	
	労災補償課	新館 4F	TEL 092-411-4799 FAX 092-472-0410	仕事中に負傷した方への労災補償の仕事をしています。	
	労災補償課 分室	安川 産業 ビル 10F	TEL 092-433-7225 FAX 092-414-0132	労災診療費の審査の仕事をしています。 【労災補償課 分室 所在地】 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル10F	
職業安定部	職業安定課	新館 6F	TEL 092-434-9801 FAX 092-434-9821	職業紹介、雇用保険の仕事をしています。	
	訓練室	新館 6F	TEL 092-434-9805 FAX 092-434-9821	求職者支援制度、職業訓練の仕事をしています。	
	職業対策課	新館 6F	TEL 092-434-9807 FAX 092-434-9822	高齢者・障害者の雇用促進の仕事をしています。	
	福岡助成金センター	本館 1F	TEL 092-411-4701 FAX 092-411-4703	助成金支給の仕事をしています。	
	需給調整事業課	本館 1F	TEL 092-434-9711 FAX 092-434-9771	職業紹介事業(国が行うものを除く)、労働者派遣事業の許可・指導の仕事をしています。	

●厚生労働省 福岡中央労働基準監督署

住所：福岡市中央区長浜2-1-1

労働相談コーナー ☎：092-761-5600

労働条件等監督関係 ☎：092-761-5607

11. 登録文字について

本サイトは、「高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること」を目指しており、パソコン機種（Windows、Macintosh など）に関係なく、ホームページを閲覧できるように構築しています。そのため、機種依存文字を使用していません。

※機種依存文字とは

崎「たつさき」や、高「はしごだか」、下記に示す記号や、省略文字など

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	
i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
ミ	キ	セン	トル	グラ	トン	ア	ル	ル	ツ	カ	ド	ル	セン	バ	ル	ル	ル	ル	ル
mm	cm	km	mg	kg	cc	m ²													
平成	明治	大正	昭和	”	”	No.	K.K.	TEL	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	(株)	(有)	(代)			
≡	≡	§	§	Σ	√	⊥	∠	∟	∆	∴	∩	∪							

12. その他

本サイトの管理運営は本市でおこないますが、登録企業によって公開する情報及び求人情報に関する問い合わせには対応しません。登録企業で丁寧に対応してください。

<お問い合わせ>

糸島市役所 産業振興部 商工観光課

〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号

TEL 092-332-2080

FAX 092-324-2531

Email shokokanko@city.itoshima.lg.jp